

浜田市人権尊重推進委員会について

1 設置目的

- (1) 人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）策定、変更に係る調査・審議
- (2) 基本計画の検証・評価（基本計画は、浜田市人権教育・啓発推進基本計画です。）

2 浜田市人権を尊重するまちづくり条例制定までの経過

年度	内容
令和 2 年度	人権問題に関する市民意識調査実施
	（目的） 現在の状況把握、人権施策をより効果的に推進するための基礎資料とするために実施した。
令和 3 年度	浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第 4 次）策定
	（概要） 浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会を設置し、基本計画に関する意見をいただき策定した。 ※委員会は 3 回開催
令和 4 年度	（仮称）浜田市人権尊重のまちづくり条例検討
	（概要） 浜田市人権尊重のまちづくりに関する条例検討委員会を設置し、条例検討を行った。 ※委員会は 5 回開催
令和 5 年度	浜田市人権を尊重するまちづくり条例制定
	（経過） 条例検討委員会から、基本計画の評価と検証を求める意見が出された。また、浜田市議会総務文教委員会から、審議会に進捗状況の評価・検証する機能を有することの明記を提言された。

3 参考条文（浜田市人権を尊重するまちづくり条例の一部抜粋）

（人権施策の推進）

第 9 条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 人権施策の基本理念及び基本目標

（2） 人権尊重の意識の高揚を図るための教育及び啓発に関すること。

（3） 人権に関する課題に対する取組に関すること。

（4） その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ浜田市人権尊重推進委員会に諮問するものとする。

（浜田市人権尊重推進委員会の設置）

第 11 条 第 9 条第 3 項の規定による諮問に応じて調査審議するため、浜田市人権尊重推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項の規定による調査審議のほか、基本計画を検証し、及び評価し、市長に意見を述べることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている浜田市人権教育・啓発推進基本計画は、第 9 条第 1 項に規定する基本計画とみなす。